

修繕費について

平成28年9月29日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課



目次

1. 修繕費の概要

2. 修繕費の算定方法

3. 各事業者の申請状況

(参考1) 原価算定期間に係る修繕費

(参考2) H26, H27 供給設備に係る平均修繕費率

4. 修繕費に関する論点

1. 修繕費の概要

- 修繕費は、固定資産の機能を維持するため、設備点検、部品の取替え、損傷部分の補修等に要する費用である。

算定省令 抜粋

修繕費

原則として、以下により算定するものとする。

A. 基準修繕費（ガスメーター修繕費を除く。）

以下の算式により算定するものとする。

原価算定期首帳簿原価 × (原価算定直前 2 年間の経常修繕費の合計額 ÷ 原価算定直前 2 年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額) × (12 ÷ 事業年度月数)

経常修繕費にガスホルダー修繕引当金に係る費用を算入していない場合であって、原価算定期間において当該費用の引当を行う場合には、適正な額を加算することができるものとする。

なお、帳簿原価は、土地及びガスメーターに係るものを除いたものであって、工事負担金圧縮後のものとする。

B. ガスメーター修繕費

原価算定期間中のガスメーターの取替計画、修繕計画等に対応した数量に、時価を基礎とする適正な単価を乗じたものとする。

なお、中小事業者（申請の日を含む事業年度の前事業年度末のガスメーター取付数が一万個未満の一般ガス事業者をいう。以下この(3)において同じ。）であって、簡素合理化方式（修繕費及び減価償却費を経済産業大臣が別に告示する値を用いて算定する方式をいう。以下同じ。）を採用するものにあつては、以下の算式により算定するものとする。

原価算定直前事業年度期末帳簿原価 × 本方式が適用される事業者の原価算定直前 3 年間の修繕費の合計額（※ 1） ÷ 本方式が適用される事業者の原価算定直前 3 年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額（※ 1）

（※ 1）経済産業大臣が別に告示する値を用いるものとする。

なお、帳簿原価は、土地を除いたものとする。

（出典）電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

2. 修繕費の算定方法：基準修繕費・ガスメーター修繕費の算定方法

- 基準修繕費は、算定省令に従い、原価算定期間の期首帳簿原価に直近2年間の平均修繕費率を乗じて算定。
- ガスメーター修繕費は、算定省令に従い、原価算定期間での取替・修繕数量に修繕単価を乗じて算定。

		直近実績			H 2 9	H 3 0	H 3 1	原価算定期間計
		H 2 6	H 2 7	平均修繕費率				
供給設備	期首帳簿原価（注1）	A	B					
	経常修繕費（注2）	C	D	$E (\%) = (C + D) / (A + B)$				
基準修繕費	期首帳簿原価（注3）				F	G	H	F + G + H
	経常修繕費（注4）				$I = F \times E$	$J = G \times E$	$K = H \times E$	I + J + K
ガスメーター修繕費					L	M	N	L + M + N
合計					$O = I + L$	$P = J + M$	$Q = K + N$	O + P + Q

「様式第2 営業費等項目別算定明細表」のうち修繕費を基に作成。

(注1)供給設備に係る期首帳簿原価

(注2)供給設備に係る修繕費

(注3)供給設備および業務設備のうち販売に係る期首帳簿原価

(注4)供給設備および業務設備のうち販売に係る修繕費。期首帳簿原価×平均修繕費率にて算定

3. 修繕費の申請額

託送供給等約款料金原価に織り込まれている修繕費

単位：億円

		東京ガス(注1)		東邦ガス		大阪ガス	
		H29～H31 合計	H29～H31 平均	H29～H31 合計	H29～H31 平均	H29～H31 合計	H29～H31 平均
基準 修繕 費(注 2)	期首 帳簿原価	90,847	30,282	27,077	9,026	56,630	18,877
	経常 修繕費	870	290	168	56	551	184
	H26,H27 の平均修繕 費率(申請 修繕費率) (注3)	0.9575%		0.62%		0.97%	
ガスメーター(注4)		102	34	62	21	217	72
合計		971	324	230	77	768	256

(注1) 東京ガスは東京地区等、群馬地区、四街道12A地区の合計。

(注2) ガスメーターを除く。H29～H31合計(平均)の経常修繕費は、注3により算出した平均修繕費率を、H29～H31までの各期首帳簿原価に乗じて算出した金額を修繕費として計上したものの3か年の合計(平均)。(参考1参照)

(注3) H26, H27の供給設備(ガスメーターを除く)に係る修繕費合計/期首帳簿原価合計により算出。(参考2参照)

(注4) ガスメーターは、H29～H31の期間に要する修繕費を算定している。

(注5) 億円未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

(参考 1) 原価算定期間に係る修繕費

原価算定期間に係る修繕費

単位：億円

		H 2 9	H 3 0	H 3 1	合計	平均
東京ガス	期首帳簿原価	29,261	30,392	31,193	90,847	30,282
	修繕費	280	291	299	870	290
東邦ガス	期首帳簿原価	8,788	9,020	9,268	27,077	9,026
	修繕費	54	56	57	168	56
大阪ガス	期首帳簿原価	18,637	18,873	19,120	56,630	18,877
	修繕費	181	183	186	551	184

(注 1) ガスメーターを除く。

(注 2) 東京ガスは、東京地区等、群馬地区、四街道12A地区の合計。

(注 3) H 2 9～H 3 1までの修繕費は、各年度の期首帳簿原価に参考 2 の平均修繕費率を乗じて算出している。

(注 4) 億円未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

(参考2) H26, H27の供給設備に係る平均修繕費率

H26, H27の供給設備に係る平均修繕費率

単位：億円

		H26	H27	合計	平均	平均修繕費率 (B/A)
東京ガス	期首帳簿原価 (A)	26,238	26,966	53,204	26,602	0.9575・・・%
	修繕費 (B)	255	255	509	255	
東邦ガス	期首帳簿原価 (A)	8,124	8,286	16,411	8,205	0.62%
	修繕費 (B)	50	52	102	51	
大阪ガス	期首帳簿原価 (A)	17,837	18,099	35,936	17,968	0.9722・・・%
	修繕費 (B)	176	173	349	175	

(注1) ガスメーターを除く。

(注2) 東京ガスは、東京地区等、群馬地区、四街道12A地区の合計。

(注3) 億円未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

4. 修繕費に関する論点

- 修繕費の審査にあたり、以下の項目を重点的に審査してはどうか。

(ア) 平均修繕費率について

- 平成26年度、平成27年度の期首帳簿原価及び修繕費について、適正な設備原価及び修繕費に限られているか。

(イ) 原価算定期間の期首帳簿原価について

- 平成29年度～平成31年度の期首帳簿原価について、適正な設備原価であるか。
- 業務設備の帳簿原価のNW・非NWへの配分に当たり、適正な配分となっているか。

(ウ) ガスメーター修繕費について

- 平成29年度～平成31年度の間原価算定期間に要する修繕費について、適正な数量及び単価により算定されているか。